# 第 4 編

# 第3次 入間市地域福祉活動計画

社会福祉法人 入間市社会福祉協議会

# 目 次

1	計画の基本事項	· <b>··</b> ·3
	(1)計画策定の趣旨	· <b>··</b> ·3
	(2)計画の位置づけ	· <b>··</b> ·3
	<ul><li>①計画の法的根拠について</li></ul>	···4
	②地域福祉活動計画と行政計画との関係について	···4
	③社会動向と地域福祉活動の関係について	···4
	④計画とSDGsとの関係について ·······	···5
	(3)計画の期間	6
	(4)策定の方法について	···6
	(5)進行管理について	···6
2	計画が目指すもの	···7
	(1)基本理念 ······	···7
	(2)基本目標	
	(3)計画の全像像	· <b>··</b> 9
3	地域福祉推進に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 10
	取り組み 1 気づきあう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	取り組み 2 つながりあう	· 12
	取り組み3 つどいあう	· 14
	取り組み 4 ささえあう	16
4	社会福祉協議会組織体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18
	(1)「中期経営計画」と「地域福祉活動計画」	· 18
	(2)経営ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 19

# 1 計画の基本事項

## (1) 計画策定の趣旨

社会福祉法人入間市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、平成26年の「第 1次入間市地域福祉活動計画」策定以降、5年を1期として、これまでに2次にわたる 計画を策定し、自治会をはじめ、市民、ボランティア、関係団体等と協働して地域福祉 活動を展開してきました。

この計画期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度から始まる「第 3次入間市地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

第2次地域福祉活動計画(以下、第2次計画という)では、地域福祉コーディネーター(※1)による地域支援体制を強化し、ふれあいいきいきサロン(※2)活動や家事支援を中心とした活動を行う住民主体の地域支え合い活動団体の立上げ、推進等を中心とした事業を展開してきました。

その結果、第2次計画期間中には、それまで2地区だった地域支え合い活動が市内6 地区の福祉圏域に広がり、助け合い支え合いによる「つながりづくり」が進んでいます。

一方で支援を必要とする人の家族や外国人など、福祉の対象とあまり考えられてこなかった人も、困りごとや不安を抱えている場合があります。また、国では子ども家庭庁が創設され、地域において「子ども食堂」をはじめとしたさまざまな子どもの支援が行われるようになり、福祉ニーズが多様化する時代となっています。

本計画では、活動理念である「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」の 実現に向け、これからも住民主体の地域支え合い活動等を推進します。また、多様化す る福祉ニーズに向き合い、多種多様な人(※3)が暮らす地域の中で、高齢者、障がい 者、子ども、外国人等々誰もが「かけがえのない存在」としてお互いを認め、時には「支 え」時には「支えられ」、安心して暮らせるまちづくり(地域共生のまちづくり)を地 域住民の皆さんと職員一丸となって目指します。

#### ※1 地域福祉コーディネーター

生活上の悩みや困りごとを抱える方に対し、様々な機関・団体と連携しながら、課題の解決 を図るとともに、地域支え合い活動等住民主体の活動の推進や、地域でのネットワーク構築 といった取組をしています。

#### ※2 ふれあいいきいきサロン

地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」 「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動です。

#### ※3 多種多様な人

地域には高齢者、こども、若者、障がい者、外国人、性的マイノリティの方等々、さまざま な方が暮らしており、これらの方々を「多種多様な人」と表現しています。

# (2) 計画の位置づけ

#### ①計画の法的根拠について

本計画は、社会福祉法第 109 条に定められた、民間団体である社協が策定する、地域 福祉の推進を目的とした活動・行動計画(地域福祉活動計画)です。

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内に おいて次 に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内に おける社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、 指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### ②地域福祉活動計画と行政計画との関係について

本計画は、行政計画(入間市地域福祉計画)に基づく取組と補完し合う関係にあり、 市全体に地域福祉を広げていくための"車の両輪"となるものです。

#### ③社会動向と地域福祉活動の関係について

わが国の福祉制度はこれまで、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮といった、それ ぞれの分野で専門的な支援を行ってきました。しかし、近年は分野ごとの支援、いわゆ る "縦割り"の制度だけで解決できないケースも多くなってきました。

その中でも課題に直面している人や世帯が社会的に孤立している場合は特に深刻なケースになります。孤立している人や世帯をいち早く発見して支援につなぐことに加えて、孤立する前に人や地域とつながる仕組みや仕掛けが今後ますます重要になります。

また、支援ニーズは増加の一途を辿る一方で、少子化、高齢化による深刻な人材不足が生まれています。この2つの矛盾した課題を同時に解決していくことが、これからの大きな課題であります。そのためにも地域住民や福祉関係者以外からの参画や協働の促進が不可欠なものとなります。

国は、住民や関係機関が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを支え、地域をともにつくっていく「地域共生社会」(※4)の実現を提唱し、地域福祉活動を重要な役割に位置づけています。

#### ※4 地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指す社会のこと。

#### ④計画とSDGSとの関係について

SDGs (持続可能な開発目標 エスディージーズ) は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指す国際的な目標です。平成27年に国連で採択され、先進国を含む国際社会で令和12年(2030年)までの達成を目指します。

SDGsの17の目標のうち、例えば、目標1「貧困をなくそう」は生活困窮者への支援や子どもの貧困対策に、目標3「すべての人に健康と福祉を」は住み慣れた地域で健康的に暮らすための地域福祉活動や社会福祉事業に深く関わります。国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大言の反映を奨励しています。そのため、本計画に基づく各種事業においてはSDGsの目標を念頭に置き、推進していきます。

図表 SDGs \* 17 の目標 (ゴール) (国際目標)

	図表 SDGs * 17 の目	票(ゴール)(国際目標)				
アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等			
1 常用を なくせう	1. 貧困をなくそう	10 Aや回め不干等 をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう			
Ň׍Ť÷Ť	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	44	各国内及び各国間の不平等を是正する。			
/## W WYW		_ ` <b>\</b>				
<b>2</b> 机铁管 经自己	2. 飢餓をゼロに	11 性み続けられる まちづくりを	11.住み続けられるまちづくりを 包摂的			
<u> </u>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現	$\blacksquare_A$	で安全かつ強靭で持続可能な人間今日中を実現する。			
	し、持続可能な農業を促進する。	<b>A田田田</b>				
3 すべての人に 健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆ	<b>12</b> つくる責任 つかう責任	12.つくる責任つかう責任			
<i>-</i> ∕√ <b>↓</b>	る年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福	CO	持続可能な生産消費形態を確保する。			
- <b>V</b> V •	祉を促進する。	3				
4 質の高い教育を みんなに	4. 質の高い教育をみんなに	13 無效支勢に 具体的な対策を	13.機構変動に具体的な対策を			
l	すべての人々への包摂的かつ公正な室の高い教育を		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講			
	確保し、生涯学習の機会を促進する。		じる。			
5 ジェンダー平等を 表現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェン	<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう	14.海の豊かさを守ろう			
(≘"	ダー平等を達成し、すべての助成及び女児の能力強	<b>***</b>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続			
¥	化を行う。		可能な形で利用する。			
6 安全な水とトイレ を世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべて	15 #05### ##############################	15.陸の豊かさも守ろう			
	の人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続			
<b>T</b>	確保する。		可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣			
			化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。			
7 エネルボーをみんなに そしてクリーンに	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16 FRENER	16.平和と公正をすべての人に			
-6-	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近		平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法への			
776	代的エネルギーへのアクセスを確保する。		アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説			
			明責任のある包摂的な制度を構築する。			
8 働きがいる 経済成長も	8. 働きがいも経済成長も	17 パートナーシップで 日本を述ぶしよう	17.パートナーシップで目標を達成しよう			
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の	<b>*************************************</b>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバ			
	完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい		ル・バートナーシップを活性化する。			
	雇用を促進する。					
9 産業と技術革転の 基別をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろ	410	カラーホイール			
	う		17 のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現し			
	強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化	AND.	た、SDGs を象徴するアイコン			
	の促進及びイノベーションの推進を図る。					
	•					

# (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間です。

## (4) 策定の方法について

本計画の策定にあたり、学識経験者、高齢者、障がい者、こども、外国人、教育、生活困窮、ボランティアの各分野、地域支え合い活動団体で構成する「策定委員会」を設置しました。また、地域福祉に関する事業者(専門職)・団体アンケートは、専門職(地域住民と直接関わる福祉専門職等)や福祉活動団体のみなさまの地域福祉に関する考えや意見収集を行い、こうして得られた調査結果をふまえて策定しました。

## (5) 進行管理について

本計画の第3章に記載した社協の主な取組については、実施状況の確認にとどまらず、 関係法や制度の改正、社会情勢の変化、新たなニーズや課題も踏まえ、目標の達成の視 点から、毎年度、点検・評価を実施します。

事業の点検・評価にあたっては、令和6年度に設置予定の地域福祉活動計画進行管理 委員会からの多角的かつ客観的な意見を求め、理事会、評議員会に報告して、次年度以 降の事業に反映します。



# 2 計画が目指すもの

#### (1) 基本理念

# みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり

近年社会問題となっている 8050 問題 (80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的に強い負担を請け負う社会問題) やヤングケアラー (本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども)、ひきこもり、子ども分野では、不登校など従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応できない課題が顕在化しています。

令和元年に発生した新型コロナウイルスは、令和2年に入って世界中に感染が拡大し、 感染拡大の波が繰り返す中で行動制限や自主規制が行われてきました。この新型コロナ 感染症は経済活動、日常生活に大きな影響を及ぼし、長く続くコロナ禍において行動制 限や外出自粛が引き金となり、孤独感を抱く人、地域から孤立する人、生活困窮に陥る 人が顕在化しました。

このような状況において、身近な地域で安心して暮らすために、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、各々役割を持って助け合いながら暮らせる地域づくりが必要とされてきています。

第2次計画では、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターによる地域支援体制を 強化し、ふれあいいきいきサロン活動や家事援助を中心とした活動を行う住民主体の地 域支え合い活動団体の立上げ、推進等を中心とした事業を展開してきました。

第3次入間市地域福祉活動計画では、時代の変化に合わせた新たな地域福祉活動を展開していくため、地域住民の理解と連携を呼びかけながら、「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」を理念に掲げ、理念に基づいた計画の策定と施策・事業を推進します。



出展 厚生労働省

# (2) 基本目標

# 1 誰ひとり取り残さない地域づくり

地域福祉コーディネーターを中心とした困りごとへの伴走支援、住民主体の地域支え合い活動の活性化、権利擁護体制の拡充等を行い、誰ひとり取り残さない地域社会づくりに取り組みます。

# 2 人と人とがつながる優しい地域づくり

日常の生活圏における住民同士の見守り、様々な形での情報発信、多世代、多文化交流イベントの企画、ふれあいいきいきサロン活動の推進等を通し、お互いの支えあう関係づくりを進め、人と人とがつながる優しい地域づくりを目指します。

## 3 誰もが安心できる居場所づくり

誰もがふらっと立ち寄れる多様な人々が交流できる機会や場所をつくり、誰もが安心して過ごせる居場所づくりを目指します。

#### 圏域設定の考え方

日常の生活圏を9つの福祉圏域として(豊岡第一、豊岡第二、豊岡第三、東金子、金子、宮寺・二本木、藤沢、東藤沢、西武)分けています。入間市では福祉圏域ごとに近隣助け合い活動推進会(※5)が組織されており、助け合い、支え合い活動が行われています。

#### ※5 近隣助け合い活動推進会

入間市固有の名称であり、9地区の福祉圏域ごとに設置されています。自治会、民生委員・児童 委員、ボランティア、健康推進クラブ、地域包括支援センター等で構成され、活動内容は圏域ご とに異なりますが、ひとり暮らし高齢者への声かけ、見守り、家事支援等の支え合い活動を行っ ています。



# (3) 計画の全体像

#### 基本理念

## みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり



#### 基本目標

- 1 誰ひとり取り残さない地域づくり
- 2 人と人とがつながる優しい地域づくり
- 3 誰もが安心できる居場所づくり



#### 取り組み1 気づきあう

- ①専門職と住民との間で情報共有できるしくみをつくる
- ②高齢者や外国人等情報弱者への支援を充実させる
- ③外国人の文化や生活の理解を深めるための啓発と交流を行う
- ④地域住民が地域の福祉課題に気づきを得られるような学習と交流の機会をつくる
- ⑤障がい理解のための交流会、研修会等を行う

#### 取り組み2 つながりあう

- ①社会的に孤立している人の社会とのつながりを支援する
- ②ボランティア情報を発信する
- ③ふれあいいきいきサロン活動をさらに充実させる
- ④防災をテーマとした多世代、多文化交流イベントを開催し、防災と福祉の連携を図る
- ⑤空き家・空き店舗を活用した交流の場をつくる

#### 取り組み3 つどいあう

- ①こども、若者が安心して過ごせる地域の居場所づくり及び活動の支援を行う
- ②地域住民の交流活動を支援し促進する
- ③居場所づくりのためのリーダーを養成する
- ④ふれあいいきいきサロン、支え合い活動、生活困窮者支援、子ども支援、外国人支援、 障がい者支援団体など、さまざまな支援団体等が一緒に集まる機会をつくり、相互のつ ながりづくりを支援する

#### 取り組み4 ささえあう

- ①地域福祉コーディネーターの体制を強化し、福祉困りごと何でも相談支援センターの 機能を充実させる
- ②住民主体の支え合い活動の活性化と立ち上げ支援を行う
- ③地域福祉活動の支援と担い手のつながりづくりを行う
- ④成年後見制度、あんしんサポートねっと等の権利擁護支援体制を拡充する
- ⑤近隣助け合い活動推進会の中で地域を支援するための学習会等を行う

# 3 地域福祉推進に向けた取り組み

取り組み1

# 気づきあう



~多種多様にある困りごとに気づき、

# 解決方法や地域づくりについて考える~

# なぜ「気づきあう」ことが必要なの?

身近な助け合いを想像してみてください。例えば、初めての子育てで悩んでいる人に子育ての先輩としてアドバイスしてあげたり、ゴミの出し方で困っている外国人に近所の人が教えてあげたり・・・。でも困っていることが何なのかに気づいてあげなければ、助け合うこともできません。助け合うには、まず気づくことが大切なのではないでしょうか。

- ○専門職と住民との間で情報共有できるしくみをつくる
- ○高齢者や外国人等情報弱者への支援を充実する
- ○外国人の文化や生活の理解を深めるための啓発と交流を行う
- ○地域住民が地域の福祉課題に気づきを得られるような学習と交流の機会をつくる
- ○障がい理解のための交流会、研修会等を行う

#### みんなで一緒にできること (取り組み例)

住 民

# ・困っている人の身近にいる人が情報を 伝える

- ・やさしい日本語(※6)を学び、外国 人や障がいをお持ちの方等とのコミュ ニケーションをとる。
- り組みに参画する・・・など

# 地域の団体

(自治会、地域支え合い活動団体、企業等)

- ・誰もがアクセスしやすい情報発信をする
- ・地域支え合い活動に多種多様な人が参加 できる機会をつくる
- ・地域行事の中で多種多様な人が参加でき る機会を設ける
- ・障がいや認知症等を理解するための取 ・地域行事の中で障がいや認知症等を理解 するための取り組みを行う・・・など

#### 皆さんでも出来ることを考えてみましょう!



「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人や障がいをお持ちの方等にも分 かるように配慮した簡単な日本語のことです。やさしい日本語に変えるだけで伝わることも 多くあります。

例) ご遠慮下さい→しないで下さい お越し下さい→来て下さい お手洗い、化粧室→トイレ

# 取り組み2 つながりあう



~地域の中でつながりをつくる~

# なぜ「つながりあう」ことが必要なの?

利用できるさまざまな行政サービスや福祉サービスがあるにも関わらず、それらに繋がらない深刻な問題の一つに社会からの"孤立"があります。社会的な孤立は、困った時に助けてくれる人がいない、利用できるはずの福祉サービスを教えてくれる人がいない、自己有用感が持てない等が問題となっています。孤立や孤独の状態にある人が自ら相談につながることは難しく。孤立や孤独に陥いらないためには、悩みごとを話せる存在や自分が必要とされていると感じられる場につながることが大切なのではないでしょうか。

- ○社会的に孤立(※7)している人の社会とのつながりを支援する
- ○ボランティア情報を発信する
- ○ふれあいいきいきサロン活動をさらに充実させる
- ○防災をテーマとした多世代、多文化交流イベントを開催し、防災と福祉との連携を図る
- ○空き家・空き店舗を活用した交流の場をつくる

## みんなで一緒にできること(取り組み例)

住 民

# ・自分の身近な所で困っている人がいる ことに気づいたら、社会福祉協議会の 地域福祉コーディネーターにつなぐ

- ・いざという時に備え、普段から近所で 気軽に声を掛け合える関係をつくる
- ・防災訓練、お祭り、運動会など地域の 行事に参加する
- ・ボランティア活動に参加する
- ・支え合い活動に参加する・・・など

#### 地域の団体

(自治会、地域支え合い活動団体、企業等)

- ・ふれあいいきいきサロン等誰もが気軽に 集まれる場所を運営する
- ・自治会で多種多様な人を交えた防災訓練 を行い、防災について話し合う機会を持 つ
- 顔見知りをつくるための近所でおしゃべり会を

する

・空き店舗等を提供し、フリースペース(※ 8)づくりに協力する・・・など

#### 皆さんでも出来ることを考えてみましょう。

•

#### ※7 社会的孤立

家族やコミュニティとほとんど接触がなく、他者とのつながりのない状態です。

(例) ひきこもり、ゴミ屋敷、子育て孤立家庭等。社会的に孤立している人は、困った時に頼れる人がいない、利用できるはずの福祉サービスを教えてくれる人がいない、自己有用感、社会的有用感を持ちにくいことなどが問題となっています。

#### ※8 フリースペース

教育や福祉の分野では、「ひきこもり」や「不登校」、心の問題などを抱えた方を対象にし、 公的機関や民間団体などが運営する自由参加の「居場所」を意味します。

# 取り組み3 つどいあう



~ふらっと立ち寄れる場所、

# 多様な主体が出会える場をつくる~

# なぜ「つどいあう」ことが必要なの?

となり近所やコミュニティでの人間関係が希薄化する中、「誰かと話をしたい」、「誰かに話を聞いてほしい」、「誰かの役に立ちたい」、「自分がありのままで居られる場所がほしい」等々、そんな一人ひとりの思いが尊重されるつどいの場所が、求められる時代になっています。さまざまな人達が集まり、交流を図ることで、お互いに気づきや発見が生まれ、それぞれの悩みや課題の解決につながることもあるのではないでしょうか。

- ○こども、若者が安心して過ごせる地域の居場所づくり及び活動の支援を行う
- ○地域住民の交流活動を支援し促進する
- ○居場所づくりのためのリーダーを養成する
- ○ふれあいいきいきサロン、支え合い活動、生活困窮者支援、子ども支援、外国人支援、 障がい者支援団体など、さまざまな支援団体等が一緒に集まる機会をつくり、相互の つながりづくりを支援する

## みんなで一緒にできること(取り組み例)

#### 住 民

- ・近所や知り合いに孤立しがちで心配 な人がいたら、ボランティア活動や サロン等に誘ってみる
- ・地域活動に近所で誘い合って参加する・・・など

#### 地域の団体

(自治会、地域支え合い活動団体、企業等)

- ・地域団体の支え合いネットワーク会議 に参加する。
- ・つどいの場をつくる こども食堂(※9) 多種多様な人が参加できるサロ ン・・・など

#### 皆さんでも出来ることを考えてみましょう!



•

.

#### ※9 こども食堂

地域住民のボランティアや自治体が運営主体となり、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。「地域食堂」「みんな食堂」という名称のところもあります。こども食堂は民間発の自主的・自発的な取組みです。入間市内にはこども食堂(学習支援も合わせてを行っている団体も含む)が27カ所あります(令和5年10月31日現在)

# 取り組み4 ささえあう



~誰もが安心して暮らすために、

# みんなで考えみんなで支える地域をつくる~

# なぜ「ささえあう」ことが必要なの?

地域で暮していく中では、法律上に規定された制度や事業だけでは対応できないこと、例えば、高齢者世帯での草むしりや病院への同行、買い物代行、同行等のちょっとした家事支援など、さまざまな問題が生じることがあります。身近な地域で助け合うこと、支え合うことは、そうした問題を解決するとともに、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりにつながっていくのではないでしょうか。

- ○地域福祉コーディネーターの体制を強化し、福祉困りごと何でも相談支援センターの 機能を充実させる。
- ○住民主体の支え合い活動の活性化と立ち上げ支援を行う
- ○地域福祉活動の支援と担い手のつながりづくりを行う
- ○成年後見制度・あんしんサポートねっと(※10)等の権利擁護支援体制を拡充する
- ○近隣助け合い活動推進会の中で地域を支援するための学習会等を行う

## みんなで一緒にできること(取り組み例)

住 民

- ・あんしんサポートねっとの支援員や成年 後見センターの後見支援員等自分にで きる地域活動に参画する
- ・地域支え合い活動(※11)に参画する
- ・見守りをする
  - 例)散歩のとき、登下校のとき、回覧 板を回すとき・・・等
- ・ちょっとした助け合いをする中学生ボランティアによるゴミ出し・・・など

#### 地域の団体

(自治会、地域支え合い活動団体、企業等)

- ・地域支え合い活動を推進する 例) 電球交換、草取り等
- ・支え合い活動や地域づくりについて身近な

場所などで話し合う

- ・学生(中学生、高校生等)を極力巻き込んで活動する
- ・障がい者施設等と資源回収をする
- ・地域支え合い活動に施設や企業等も参加 する・・・など

# 皆さんでも出来ることを考えてみましょう!

.

※10 あんしんサポートねっと

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活を送れるよう に、支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手 伝いをするサービスです。

- ※11 地域支え合い活動
  - ①住民主体の地域支え合い活動

福祉圏域もしくは自治会単位等の住民組織が主体となって行う買い物代行・同行、庭掃除、 病院の付き添い等の有償の家事援助活動。現在6つの福祉圏域と3つの自治会単位で団体が 組織されています。このほか、ふれあいいきいきサロンも支え合い活動の一つ。

②企業、施設での地域支え合い活動

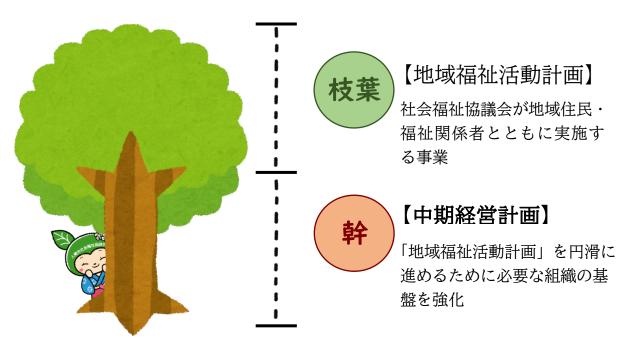
買い物バスの運行、こども食堂の場所提供、学習支援の場所提供等

# 4 社会福祉協議会組織体制の強化

# (1)「中期経営計画」と「地域福祉活動計画」

本会では、「第3次入間市地域福祉活動計画」の策定に合わせて、「入間市社会福祉協議会中期経営計画」(以下、中期経営計画という)を策定いたしました。中期経営計画は、地域福祉推進の実現に向けた取り組みを定めた地域福祉活動計画を円滑に進めていくために、本会の経営基盤の強化を目指した計画です。

"木"で例えると、「地域福祉活動計画」が本会の事業を成す"枝葉"の部分だとすれば、「中期経営計画」はその枝葉を支える"幹"の部分と表現することができます。



# 2つの計画のちがいは?

中	期級	圣営	計	画			>	<			地域福祉活動計画
社	会 福	祉 協	議	会	誰	が	つ	<	る	?	社会福祉協議会と地域の福
											祉関係者
	5	年 間			計	画	期	間	は	?	5 年 間
	社会福経営基盤	祉協議会			何	のた	こめ	の言	計画	?	地域福祉活動における 具体的取り組みを定めるため
社	協	間		員	誰	が	取り	) 組	じむ	?	社協、地域住民 地域団体(自治会や企業等)

## (2) 経営ビジョン

- 1) 信頼が得られる法人運営の地盤固め
  - ①地域情報の発信拠点としての整備を進めます。
- ②財政面の見直しと先駆的取り組みを推進します。
- ③BCP(※12)の策定等による危機管理への体制を強化します。
- 2) 社会の動向に合わせた地域福祉実践
  - ① "制度の狭間"を意識した部門間連携を強化します。
  - ②「地縁組織(※13)×知縁組織(※14)」の土壌づくりを進めます。
  - ③地域福祉コーディネーター(コミュニティーソーシャルワーカー)の推進を強化します。
  - ④こどもまんなかアクション(※15)を実践します。
- 3)地域課題に対応できる専門性のある人材育成
  - ①職員の研修体制を見直します。
  - ②職員育成の仕組みづくりを進めます。
  - ③適宜職場環境の改善を図ります。

#### ※12 BCP(事業継続計画)

Business Continuity Planning の略称で、地震や台風等の災害や感染症が引き起こすパンデミックなどの緊急事態が発生した場合に、事業運営における損害を最小限に抑え、事業の継続あるいは復旧を図る手段を取りまとめた計画。

#### ※13 地縁組織

その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地域的なつながり(地縁)によってつくられた団体のこと。 自治会、地区民生委員・児童委員協議会など。

#### ※14 知縁組織

同じ目的や関心を持つ人の集まりやネットワークのこと。 NPO、ボランティア団体など。

#### ※15 こどもまんなかアクション

こどもや子育て中の方々が気兼ねなくさまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業等さまざまな場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組。